

# 石川県公報

平成 25 年 10 月 31 日 (木曜日)

号 外

(第 77 号)

## 目 次

告 示			
○鳥獣保護区の区域の変更及び存続期間の更新	(自然環境課) 1	○鳥獣保護区特別保護地区の指定	(同) 8
○鳥獣保護区の存続期間の更新	(同) 2	○休猟区の指定	(同) 9
		○特例休猟区の指定	(同) 10
		○特定猟具使用禁止区域の指定	(同) 10

## 告 示

### 石川県告示第433号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項及び第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の区域を変更し、及び存続期間を更新した。

平成25年10月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 名称

卯辰山鳥獣保護区

#### 2 区域

金沢市橋場町地内の国道159号と浅野川右岸との交点の浅野川大橋を起点とし、同所から同国道及び国道359号を北東に進み同市小坂町地内の一般県道清水小坂線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み同市東長江町地内の市道1級幹線23号山王団地線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道小坂56号山王町2丁目線9号との交点に至り、同所から同市道を北に進み東長江町釣部山道との交点に至り、同所から同山道を東に進み同市夕日寺町地内の林道夕日寺線との交点に至り、同所から同林道を南東及び南西に進み市道小坂58号夕日寺町線3号との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道小坂58号夕日寺町線1号との交点に至り、同所から同市道を南西に進み一般県道清水小坂線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み同市東長江町地内の長江大橋に至り、同橋を渡り市道小坂57号東長江町線20号との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道小坂57号東長江町線17号との交点に至り、同所から同市道を南東に進み農道東長江11号線との交点に至り、同所から同農道を南に進み同農道の終点に至り、同所を南に進み奥卯辰山墓地公園の遊歩道と同市東長江町と同市若松町との字界との交点に至り、同所から同字界を南東に進み奥卯辰山健民公園三番広場園路との交点に至り、同所から同園路を南に進み同市若松町地内の同公園森林浴サイト入口に至り、同所から里山回遊ルートを進み里山回廊との交点に至り、同所から同回廊を南東に進み同市角間町地内の金沢大学ラグビー場後方の同大学構内道路との交点に至り、同所から同大学構内道路を東に進み主要地方道金沢井波線との交点に至り、同所から同主要地方道を西に進み市道準幹線567号若松町線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道浅川49号若松三丁目線3号との交点に至り、同所から同市道を西南西に進み主要地方道金沢小松線との交点に至り、同所から市道準幹線589号小立野もりの里線を西南西に進み同市旧若松地内の浅野川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域

#### 3 面積

962ヘクタール

#### 4 存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

#### 5 保護に関する指針

(1) 指定区分

## 身近な鳥獣生息地の保護区

## (2) 指定目的

当該区域は、卯辰山公園、奥卯辰山健民公園及び夕日寺健民自然園があり、県民の憩いの場として広く利用されている区域で、樹木・食餌植物が多く、夏鳥、旅鳥、冬鳥などの通過地点となっており、その場に生息及び繁殖する種も多く、野生鳥獣の生息及び繁殖に最適の地域である。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

## 管理方針

定期的に巡視を実施する等により、静謐<sup>ひつ</sup>な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

## 1 名称

津幡鳥獣保護区

## 2 区域

河北郡津幡町地内のJR七尾線と一般県道筋谷津幡線との交点を起点とし、同所からJR七尾線を北北西に進み主要地方道高松津幡線との交点に至り、同所から同主要地方道を北北西に進み同町能瀬地内の一般県道瓜生能瀬線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み同町上矢田地内の林道御門線（森林公園矢田口）との交点に至り、同所から同林道を北東に進み林道小熊線との交点に至り、同所から同林道を北北東に進み同町小熊地内の町道吉倉小熊線との交点に至り、同所から同町道を東に進み同町大熊地内を経て同町吉倉地内の町道吉倉5号線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み一般県道興津刈安線との交点に至り、同所から同県道を南南西に進み同町七黒地内の一般県道筋谷津幡線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域及び同町八ノ谷地内の一般県道興津刈安線と町道八ノ谷1号線との交点を起点とし、同所から同県道を北西に進み一般県道瓜生能瀬線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み同町興津地内を経て国道471号との交点に至り、同所から同国道を南東に進み林道尾山線との交点に至り、同所から同林道を南東に進み同町尾山地内の通称ヤン谷山道との交点に至り、同所から同山道を南東に進み石川県と富山県との行政区界との交点に至り、同所から同行政区界を西南西に進み三国山を経て町道八ノ谷1号線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

## 3 面積

1,511ヘクタール

## 4 存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

## 5 保護に関する指針

## (1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

## (2) 指定目的

当該区域は、標高20メートルから100メートルまでの比較的低い丘陵地で、アカマツやスギ等の針葉樹林とコナラ、クヌギ、シデ等の落葉広葉樹林からなり、野生鳥獣の生息及び繁殖に適した環境であり、特に鳥類の良好な生息環境が保持されている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

## 管理方針

定期的に巡視を実施する等により、静謐<sup>ひつ</sup>な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

## 石川県告示第434号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新した。

平成25年10月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 名称

大聖寺鳥獣保護区

## 2 区域

加賀市高尾町地内の市道A第163号線と主要地方道橋立港線との交点を起点とし、同所から同主要地方道を南東に進み市道A第123号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み一般県道串加賀線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道A第33号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み大聖寺川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を西に進み市道A第46号線との交点の宮前橋に至り、同所から同市道を南に進み市道A第24号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道A第60号線との交点に至り、同所から同市道を西南西に進み市道A第64号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道A第66号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み一般国道305号線との交点に至り、同所から同国道を南西に進み石川県と福井県との行政区界との交点に至り、同所から同行政区界を北西に進み海岸<sup>てい</sup>汀線延長線上との交点に至り、同所から最短距離で北北東に進み海岸汀線との交点に至り、同所から同汀線に沿って北北東に進み黒崎海岸海水浴場に通じる浜道との交点に至り、同所から同浜道を南東に進み市道A第162号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道A第163号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた区域のうち大聖寺捕鴨猟区及び国指定片野鴨池鳥獣保護区を除いた区域

## 3 面積

1,439ヘクタール

## 4 存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

## 5 保護に関する指針

## (1) 指定区分

集団渡来地の保護区

## (2) 指定目的

当該区域は、片野鴨池を中心としたガン、カモ類等の集団渡来地と錦城山を中心としたサギ類の集団営巣地があり、それらの周辺は採餌地となっている。また、上記以外にもホオジロ類、ツグミ類、アトリ類等の渡り鳥の通過地となっている。

このため、当該区域は、集団渡来する渡り鳥の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

## 管理方針

定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境<sup>ひつ</sup>の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場及び環境学習の場として活用を図る。

## 1 名称

杉水鳥獣保護区

## 2 区域

加賀市山中温泉今立町地内の市道D第266号線と林道立杉線との交点を起点とし、同所から同市道を南東に進み同市山中温泉今立町と同市山中温泉大土町との境界との交点に至り、同所から同境界を尾根沿いに南西に進み山中県有林との境界との交点に至り、同所から同境界を南南東に進み通称舟尾山山頂を経て尾根沿いに北西に進み尾根の分岐と尾谷との交点に至り、同所から尾根に沿って北北西に進み杉水川との合流点に至り、同所から同川を渡り林道立杉線との交点に至り、同所から同林道を北東に進み起点に至る線に囲まれた区域

## 3 面積

710ヘクタール

## 4 存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

## 5 保護に関する指針

### (1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

### (2) 指定目的

当該区域は、加賀市東谷地区最奥部に位置し、大聖寺川及び動橋川の源流域を含む。一部は山中県有林（県民の森）に含まれ、ブナ、ミズナラ、トチノキ、サワグルミなどの天然林に加え、スギの人工造林地により構成されるなど林相の変化に富み、林業生産機能と森林浴などの保健休養機能の高い森林である。このような自然環境を反映して、イヌワシ、ツキノワグマ、ニホンカモシカなどをはじめ多様な鳥獣が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

#### 管理方針

定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

ブナ、ミズナラ林等の鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場及び環境学習の場として活用を図る。

## 1 名称

鈴ヶ岳鳥獣保護区

## 2 区域

小松市新保町地内の国道416号大日橋を起点とし、同所から同国道を南に進み石川県と福井県との行政区界との交点に至り、同所から同行政区界を西に進み小松市と加賀市との行政区界との交点に至り、同所から同行政区界を尾根沿いに北に進み大日山を通り鈴ヶ岳山頂を経て通称蛇見谷と大曲谷を挟む尾根との交点に至り、同所から通称スズキ谷とセノ谷との間の尾根を東に進みカプト山山頂に至り、同所から同尾根を南に約750メートル進み通称向谷とトラ谷に挟まれた尾根との交点に至り、同所から同尾根を東に約500メートル進み国有林と民有林との境界との交点に至り、同所から同境界を南に進み起点に至る線に囲まれた区域

## 3 面積

1,439ヘクタール

## 4 存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

## 5 保護に関する指針

### (1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

### (2) 指定目的

当該区域は、小松、加賀両市境にある大日山の北西部に位置し、一部は山中大日山県立自然公園に含まれ、ブナ、ミズナラ、ヒメコマツなどの天然林により構成されるなど林相の変化に富む地域である。このような自然環境を反映して、イヌワシ、ツキノワグマ、ニホンカモシカなどをはじめ多様な鳥獣が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

#### 管理方針

定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

ブナ、ミズナラ林等の鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場及び環境学習の場として活用を図る。

## 1 名称

キゴ山鳥獣保護区

## 2 区域

金沢市俵町地内の一般県道芝原石引町線の通称見上山荘前を起点とし、同所から同県道を南東に進み同市小菱池町地内の市道湯涌20号大菱池町線との交点を経てさらに県道を南東に進み通称キゴ谷との交点に至り、同所から同谷を北北西に進み通称アサガ谷との交点に至り、同所から同谷を西北西に進み金沢市牧場境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み同市平等本町地内の旧林道平等線との交点に至り、同所から同旧林道を西北西に進み市道浅川7号平等本町線との交点に至り、同所から同市道を北北西に進み通称谷川の左岸との交点に至り、同所から同川左岸を上流に進み通称イナミ谷との交点に至り、同所から同谷を北東に進み一般県道芝原石引町線との交点に至り、同所から同県道を東南東に進みキゴ山自然学習館前を経て起点に至る線に囲まれた区域

## 3 面積

328ヘクタール

## 4 存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

## 5 保護に関する指針

## (1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

## (2) 指定目的

当該区域は、金沢市自然学習館、天体観測センター、少年自然の家、ふれあいの里研修館、放牧場、スキー場等があり、また、隣接してスポーツセンターや医王の里等金沢市民の憩いの場として広く利用される公共施設がある区域で、クヌギ、コナラ等の樹木や食餌植物も多く、野生鳥獣の生息及び繁殖に最適な場である。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

## 管理方針

定期的に巡視を実施する等により、<sup>ひつ</sup>静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

## 1 名称

河北潟鳥獣保護区

## 2 区域

河北郡内灘町大根布地内の主要地方道松任宇ノ気線と河北潟干拓地正面堤防との交点を起点とし、同所から同堤防を東南東に進み湖南大橋右岸と河北潟東部承水路右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を北に進み宇ノ気排水機場付近にて河北潟東部承水路起点と新宇ノ気川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を北東に進み河北潟周辺広域農道と新開橋右岸との交点に至り、同所から同広域農道を南東に進み能瀬川を経て津幡川の川尻大橋左岸との交点に至り、同所から津幡川左岸堤防を西に進み河北潟東部承水路左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を南に進み森下川右岸堤防との交点に至り、同所から最短距離で森下川を横断し河北潟湖岸堤との交点に至り、同所から同湖岸堤を南西に進み金沢港港湾区域境界線との交点に至り、同所から同境界線を西北西に進み河北潟放水路左岸との交点に至り、同所から同放水路左岸を北西に進み主要地方道松任宇ノ気線との交点に至り、同所から同主要地方道を北北東に進み起点に至る線に囲まれた区域

## 3 面積

573ヘクタール

## 4 存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

## 5 保護に関する指針

## (1) 指定区分

集団渡来地の保護区

## (2) 指定目的

当該地域は、石川県最大の湖「河北潟」を中心に、広大な自然環境を有し、水鳥類の中継地及びハクチョウ類の渡来地として重要な場所となっている。

このため、当該区域は、集団渡来する渡り鳥の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

## 管理方針

当該区域及び周辺におけるヨシ原や水草類等の渡り鳥の生息地の環境を適切に保持し、渡り鳥の生息環境に著しい景況を及ぼすことのないよう留意する。

## 1 名称

河北海岸鳥獣保護区

## 2 区域

河北郡内灘町宮坂地内の河北潟放水路右岸とのと里山海道との交点を起点とし、同所から同放水路右岸を北北西に進み海岸汀線との交点に至り、同所から海岸汀線を北東に進みかほく市を経て同市木津と同市高松との行政区界との交点に至り、同所から同行政区界を東に進みのと里山海道との交点に至り、同所から同主要地方道とを南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

## 3 面積

107ヘクタール

## 4 存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

## 5 保護に関する指針

## (1) 指定区分

集団繁殖地の保護区

## (2) 指定目的

当該区域は、日本海に沿って砂浜、砂丘及び砂防林（クロマツ）が続き、砂丘には多くの海浜植物が見られる。このような自然環境を反映して、シギ及びチドリの貴重な飛来中継地となっており、また、シロチドリ及びヒバリの繁殖地としても重要な場所となっている。

このため、当該区域は、集団渡来する渡り鳥の保護のための重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

## 管理方針

当該区域における砂浜等の渡り鳥の生息地の環境を適切に保持し、渡り鳥の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

## 1 名称

和倉鳥獣保護区

## 2 区域

七尾市松百町地内の主要地方道七尾輪島線の松百新橋を基点とし、同所から同主要地方道を北西に進み同主要地方道と市道西湊55号との交点に至り、同所から同市道を西に進み同市道と市道西湊56号との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道奥原2号との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道奥原11号との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道奥原19号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み奥原水門との交点に至り、同所から白崎海岸を東北に進み俎崎、水垂鼻及び屏風岬を経て海岸汀線を南に進み赤浦川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を上流に進み起点に至る線に囲まれた区域

## 3 面積

550ヘクタール

## 4 存続期間

平成25年11月1日から平成45年10月31日まで

## 5 保護に関する指針

## (1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

## (2) 指定目的

当該区域は、七尾市北西部に位置し、アカマツ林、コナラ林、スギ人工林等で構成されており、ミサゴをはじめとする多数の鳥獣が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

## 管理方針

定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

## 1 名称

小丸山鳥獣保護区

## 2 区域

七尾市松本町地内の主要地方道七尾輪島線と市道西湊1号線及び市道西1号線との交点の小島橋右岸を基点とし、同所から市道西1号線を南東に進み一本杉町地内の市道西24号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道西21号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み同市道の南西端から最短距離で国道249号を横断し、JR七尾線との交点に至り、同所からJR七尾線を和倉方向に進み御祓川を渡りJR七尾線小島第一踏切で市道西湊3号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み西念寺前の山道との交点に至り、同所から同山道を南西に進み市道西湊77号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道西湊24号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み同市小島町三丁目の唐崎神社前で市道西湊1号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた区域

## 3 面積

45ヘクタール

## 4 存続期間

平成25年11月1日から平成45年10月31日まで

## 5 保護に関する指針

## (1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

## (2) 指定目的

当該区域は、七尾市市街地西部に位置し、小丸山公園及び山の寺風致地区を中心とする区域であり、アカマツ林、コナラ林及びスギ人工林が主体で構成されており、ミサゴをはじめとする多数の鳥獣が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

## 管理方針

定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

## 1 名称

甲鳥獣保護区

## 2 区域

鳳珠郡穴水町曾良地内の主要地方道能都穴水線と町道曾良小又線との交点を起点とし、同所から同主要地方道を北東に進み、同町小甲地内の海岸汀線との交点に至り、同所から同汀線沿いに起点に至る線に囲まれた区域

## 3 面積

120ヘクタール

## 4 存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

## 5 保護に関する指針

## (1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

## (2) 指定目的

当該区域は、七尾湾北湾の北側に位置し、スギ落葉広葉樹の林相と水田、畑地及び雑種地が混在している区域である。鳥類は森林性のヒタキ科、シジュウカラ科及びアトリ科が多く、隣接する甲湾、曾良漁港一帯では水鳥群が見られるなど良好な生息及び繁殖環境となっている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

## 管理方針

定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

## 1 名称

奥七海鳥獣保護区

## 2 区域

鳳珠郡穴水町字此木地区の主要地方道七尾輪島線と県道柏木穴水線（通称珠洲道路）との交点を起点とし、同所から同県道を北に進み町道北七海新道線との交点に至り、同町道を北西及び北に進み穴水町と輪島市との行政区界との交点（通称切割）に至り、同所から同行政区界を東に進み県道漆原下出線との交点に至り、同所から同県道を南に進み国道249号との交点に至り、同所から同国道を西に進み町道警察署前線との交点に至り、同所から同町道を南に進み主要地方道七尾輪島線との交点に至り、同所から同主要地方道を北に進み起点に至る線に囲まれた区域

## 3 面積

1,457ヘクタール

## 4 存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

## 5 保護に関する指針

## (1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

## (2) 指定目的

当該区域は、鳳珠郡穴水町市街地北部に位置し、標高100メートル前後の丘陵な森林を主体とした区域である。鳥類は森林性のカラ類、キツツキ類をはじめ、猛禽類のサシバ、ハチクマ、ミサゴなどの繁殖に重要な地域である。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

## 管理方針

定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

## 石川県告示第435号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定した。

平成25年10月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 名称

津幡鳥獣保護区津幡特別保護地区

## 2 区域

河北郡津幡町字吉倉地内の町道吉倉5号線と町道吉倉小熊線との交点を起点とし、同所から同町道を南東に進み山林と水田との境界との交点に至り、同所から同境界を南西に進み石川県森林公園御館山林道との交点に至り、同所から同林道を北西に進み石川県森林公園の山道との交点に至り、同所から同山道を北西に進み石川県森林公園中央林道との交点に至り、同所から同林道を北北東に進み同町字吉倉と同町字大熊との字界との交点に至り、同所から同字界を東に進み町道吉倉小熊線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み起点に至る線に囲まれた区域

## 3 面積

99ヘクタール

## 4 存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

## 5 保護に関する指針

## (1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

## (2) 特別保護地区指定目的

当該区域は、石川県森林公園内にあり、カマンチャ谷内池を中心になだらかな丘陵地帯や池、湿地などの景色に富んだ地域で能登の代表的な里山の自然環境を備えている。毎年秋から冬にかけ、ツグミ、シロハラ、カシラダカ等が大群となって飛来し、重要な渡り鳥の渡来地になっている。このように、当該区域は、多様な森林環境に恵まれているため特にツグミ類等の森林性鳥類の渡り鳥の重要な越冬地になっている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

## 管理方針

定期的に巡視を実施する等により、静謐<sup>ひつ</sup>な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に影響を及ぼすことのないよう留意する。

森林鳥獣の生息地で、鳥獣相も豊富で生息のため重要な区域であることから、環境を保持し、生息環境に影響を及ぼすことのないよう留意しつつ、自然とのふれあいの場並びに環境教育及び学習の場として活用を図る。

## 石川県告示第436号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、次のとおり休猟区を指定した。

平成25年10月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 名称

鹿西休猟区

## 2 区域

鹿島郡中能登町徳前地内の主要地方道氷見田鶴浜線とKB-321号線との交点を起点とし、同所から一青区道を西に進み町道KB-96号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み国道159号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み町道T-296号線との交点に至り、同所から同町道及び町道KB-135号線を西に進み町道T-80号線との交点に至り、同所から同町道を北に進み同町浅井と同町良川との字界との交点に至り、同所から同字界を北西に進み町道KB-135号線との交点に至り、同所から同町道及び町道T-295号線を西に進み県道良川磯辺号線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み主要地方道七尾羽咋線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み県道志賀鹿西線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み町道R-256号線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み主要地方道志賀田鶴浜線との交点に至り、同所から同主要地方道を北東に進み県道瀬戸春木線との交点に至り、同所から同県道を東に進み主要地方道氷見田鶴浜線との交点に至り、同所から同主要地方道を南に進み起点に至る線に囲まれた区域

## 3 面積

1,594ヘクタール

## 4 存続期間

平成25年11月1日から平成28年10月31日まで

### 石川県告示第437号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項の規定により、次のとおり特定鳥獣（イノシシ）に関し、捕獲等を行うことができる区域として指定した。

平成25年10月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 名称

鹿西特例休猟区

2 区域

鹿島郡中能登町徳前地内の主要地方道氷見田鶴浜線とKB-321号線との交点を起点とし、同所から一青区道を西に進み町道KB-96号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み国道159号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み町道T-296号線との交点に至り、同所から同町道及び町道KB-135号線を西に進み町道T-80号線との交点に至り、同所から同町道を北に進み同町浅井と同町良川との字界との交点に至り、同所から同字界を北西に進み町道KB-135号線との交点に至り、同所から同町道及び町道T-295号線を西に進み県道良川磯辺号線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み主要地方道七尾羽咋線との交点に至り、同所から同主要地方道を南西に進み県道志賀鹿西線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み町道R-256号線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み主要地方道志賀田鶴浜線との交点に至り、同所から同主要地方道を北東に進み県道瀬戸春木線との交点に至り、同所から同県道を東に進み主要地方道氷見田鶴浜線との交点に至り、同所から同主要地方道を南に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

1,594ヘクタール

4 存続期間

平成25年11月1日から平成28年10月31日まで

### 石川県告示第438号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成25年10月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 名称

日谷特定猟具使用禁止区域

2 区域

加賀市日谷町地内の市道A第427号線と市道A第242号線との交点を起点とし、同所から同市道を北北西に進み同市南郷町地内の国道8号との交点に至り、同所から同国道を東北東に進み市道A第254号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み同市荒木町地内の市道A第428号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み同市日谷町地内の市道A第427号線に至り、同所から同市道を北北西に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

300ヘクタール

4 存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

1 名称

永井特定猟具使用禁止区域

2 区域

加賀市三木町地内の国道305号と奥谷川左岸との交点を起点とし、同所から同川左岸を南に進み同市橘町を経て

同市奥谷町地内にて林道五反田線との交点に至り、同所から同林道を南西に進み同林道の南西端から最短距離で石川県と福井県との行政区界との交点に至り、同所から同行政区界を北に進み国道305号との交点に至り、同所から同国道を東に進み起点に至る線に囲まれた区域

## 3 面積

324ヘクタール

## 4 存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

## 5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## 1 名称

金明特定猟具使用禁止区域

## 2 区域

加賀市美岬町地内の市道C第69号線と一般県道小塩潮津線との交点を起点とし、同所から同県道を東に進み同市篠原町地内の主要地方道小松加賀線との交点に至り、同所から同主要地方道を南に進み同市宮地町地内を経て同市小塩辻町地内の市道C第532号線との交点に至り、同市道を西に進み市道A第368号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道C第69号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み起点に至る線に囲まれた区域

## 3 面積

133ヘクタール

## 4 存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

## 5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## 1 名称

手取川第3ダム特定猟具使用禁止区域

## 2 区域

白山市河内町板尾地内の市道板尾吹上線と県道内尾口直海線との交点を起点とし、同所から同県道を北西に進み手取川第3ダムに通ずる北陸電力株式会社私道との交点に至り、同所から同私道を東に進みダムサイドを渡り市道ダム対岸線との交点に至り、同所から同市道を南南東に進み林道六本松線との交点に至り、同所から同林道沿いに進み同市板尾地内の市道板尾吹上線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み板尾前橋を渡り起点に至る線に囲まれた区域

## 3 面積

80ヘクタール

## 4 存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

## 5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## 1 名称

示野特定猟具使用禁止区域

## 2 区域

金沢市古府町西地内の国道8号と主要地方道金沢美川小松線との交点を起点とし、同所から同主要地方道を北北西に進み金沢外環状道路（海側幹線）との交点に至り、同所から同環状道路を北東に進み一般県道寺中西金沢線との交点に至り、同所から同県道を北に進み主要地方道金沢港線との交点に至り、同所から同主要地方道を南東に進み国道8号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

## 3 面積

372ヘクタール

- 4 存続期間  
平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

- 5 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器
- 

- 1 名称  
二日市特定猟具使用禁止区域
- 2 区域

金沢市才田町地内の高田橋右岸を起点とし、同所から森下川を北に向かって進み才田大橋との交点に至り、同所から市道森本7号才田町線を北東に進み石川県農業総合研究センター所有地東の境界との交点に至り、同所から同境界を北に進み河北潟周辺広域農道との交点に至り、同所から同農道を東に進み津幡町と金沢市との行政区界との交点に至り、同所から同行政区界を南東に進み国道8号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み北部公園所有地境界との交点に至り、同所から同境界を北に進み森下川との交点に至り、同川右岸を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

- 3 面積  
165ヘクタール

- 4 存続期間  
平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

- 5 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器
- 

- 1 名称  
河北潟特定猟具使用禁止区域
- 2 区域

河北郡内灘町大根布地内の主要地方道松任宇ノ気線と河北潟干拓地正面堤防との交点を起点とし、同所から同主要地方道を北東に進み国道159号との交点に至り、同所から同国道を南東に進み新宇ノ気川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南に進み河北潟東部承水路右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を南に進み河北潟干拓地正面堤防との交点に至り、同所から同堤防を西北西に進み起点に至る線に囲まれた区域

- 3 面積  
1,540ヘクタール

- 4 存続期間  
平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

- 5 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器
- 

- 1 名称  
多根特定猟具使用禁止区域
- 2 区域

七尾市多根町地内の市道徳田267号線と多根ダム管理道路との多根ダム堤体傍における交点を起点とし、同所から同市道を南東に進み林道城石線との交点に至り、同所から同林道を南に進み多根ダム管理道路との交点に至り、同所から同管理道路を北に進み起点に至る線に囲まれた区域

- 3 面積  
42ヘクタール

- 4 存続期間  
平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

- 5 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器
-

## 1 名称

安宅育成特定猟具使用禁止区域

## 2 区域

小松市安宅町地内の梯川河口右岸堤と海岸汀<sup>てい</sup>線との交点を起点とし、同所から同汀線を北東に進み小松市と能美市との行政区界との交点に至り、同所から同行政区界を南東に進み市道浜大島線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み主要地方道金沢美川小松線との交点に至り、同所から同主要地方道を南西に進み小松市長崎町地内の市道天神町長崎線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道下牧小島線との交点に至り、同所から同市道を南南西に進み梯川右岸堤との交点に至り、同所から同堤防を東北東に進み小松市水道局の水管橋との交点に至り、同所から同水管橋を南南東に進み梯川左岸堤との交点に至り、同所から同堤防を西南西に進み市道土居原下牧線との交点に至り、同所から同市道を南南東に進み市道城南下牧線との交点に至り、同所から同市道を南南西に進み主要地方道金沢美川小松線との交点に至り、同所から市道城南末広緑地線を南南西に進み市道末広緑地白山町線との交点に至り、同所から同市道を東南東に進み市道本折西川線との交点に至り、同所から同市道を南南西に進み市道向本折飛行場線との交点に至り、同所から同市道を西北西に進み市道浮柳串茶屋線との交点に至り、同所から同市道を北北東に進み市道浮柳町中線を経て市道浮柳安宅線との交点に至り、同所から同市道を北北西に進み住吉橋を経て梯川右岸に至り、同所から同川右岸河口に進み起点に至る線で囲まれた区域

## 3 面積

545ヘクタール

## 4 存続期間

平成25年11月1日から平成27年10月31日まで

## 5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

